

全閉囲型救命艇の換気要件

改正対象

安全設備規則／同検査要領
（日本籍船舶用）
船用材料・機器等の承認及び認定要領
（外国籍船舶用）

改正理由

船舶救命設備コード（LSA コード）第 IV 章には全閉囲型救命艇に関する要件が規定されている。また、関連する要件として IMO より救命設備のプロトタイプ試験要件を規定している決議 MSC.81(70)及び救命艇等の保守点検に関する要件を規定している決議 MSC.402(96)が採択されている。本会はずでにこれらの要件を安全設備規則等に取り入れている。

全閉囲型救命艇を用いた退船を伴う事故の際に乗員が息苦しきによる体調不良を訴えたことが IMO に報告された。これを受けて IMO では救命艇内の環境（例：温度や二酸化炭素濃度）を向上させ、乗員の安全を確保するための全閉囲型救命艇内の換気に関する要件の検討が行われた。

その後、IMO 第 107 回海上安全委員会（MSC107）にて LSA コード第 IV 章及び決議 MSC.81(70)を改正する決議 MSC.535(107)及び MSC.544(107)が採択された。また、IMO 第 108 回海上安全委員会（MSC108）にて決議 MSC.402(96)を改正する決議 MSC.559(108)が採択された。

今般、決議 MSC.535(107)、MSC.544(107)及び MSC.559(108)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

全閉囲型救命艇の換気装置について、換気容量や動力源等に関する要件を規定する。

施行及び適用

- (1) 安全設備規則 3 編 3 章, 船用材料・機器等の承認及び認定要領附属書 2.1
次のいずれかに該当する全閉囲型救命艇に適用
 - (a) 2029 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶, 又は建造契約がない場合は 2029 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に搭載される全閉囲型救命艇
 - (b) 前(a)に規定する以外の船舶にあつては, 契約上の引渡日が 2029 年 1 月 1 日以降の全閉囲型救命艇, 又は契約上の引渡日が無い場合は実際の船舶への引渡しが行われる 2029 年 1 月 1 日以降に行われる全閉囲型救命艇
- (2) 船用材料・機器等の承認及び認定要領附属書 2.2
2029 年 1 月 1 日以降に船舶へ搭載される救命設備に適用
- (3) 安全設備規則検査要領 2 編 1 章
2026 年 1 月 1 日から施行

ID:DX25-07

「全閉囲型救命艇の換気要件」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(日本籍船舶用)</p> <p style="text-align: center;">安全設備規則</p> <p style="text-align: center;">3 編 救命設備</p> <p style="text-align: center;">3 章 救命設備の要件</p> <p>3.15 全閉囲型救命艇 (LSA コード 4.6)</p> <p>3.15.6 換気装置</p> <p><u>-1. 全閉囲型救命艇には、救命艇に収容することができる定員一人当たり少なくとも 5 m³/h の換気を 24 時間以上行うことができる換気装置を備えなければならない。換気装置は、救命艇内から操作可能なものとし、成層や通風されない滞留箇所が発生しないように配置しなければならない。</u></p> <p><u>-2. 換気装置が動力式である場合、換気装置の動力源は 3.13.6-11. に規定する無線用電池としてはならず、救命艇の機関による機関駆動とする場合には 3.13.6-8. に規定する十分な燃料を備えなければならない。</u></p> <p>3.15.7 換気装置の開口及び閉鎖装置</p> <p><u>-1. 3.15.6 に規定する換気装置の各開口には閉鎖装置を備えなければならない。閉鎖装置は救命艇内から人員が操作可能なものとしなければならない。開口は救命艇の進水前（すなわち積付け時）及び進水中に、閉鎖状態を維持できる手段を設けなければならない。</u></p>	<p>(日本籍船舶用)</p> <p style="text-align: center;">安全設備規則</p> <p style="text-align: center;">3 編 救命設備</p> <p style="text-align: center;">3 章 救命設備の要件</p> <p>3.15 全閉囲型救命艇 (LSA コード 4.6)</p> <p>3.15.6 (新規)</p> <p>3.15.7 (新規)</p>	<p>決議 MSC.535(107) Paragraph 4.6.6 決議 MSC.535(107) Paragraph 4.6.6.1</p> <p>決議 MSC.535(107) Paragraph 4.6.6.2</p> <p>決議 MSC.535(107) Paragraph 4.6.7 決議 MSC.535(107) Paragraph 4.6.7.1</p>

「全閉囲型救命艇の換気要件」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>-2. 換気装置の吸排気口及び付属品は、前-1.に規定する閉鎖装置を使用することなくかつ 3.15.3-2.の要件を考慮の上、水の侵入を最小限に抑えるように配置及び設計しなければならない。</u></p> <p><u>-3. 3.16 に規定する自由降下進水式救命艇について、開口及びその閉鎖装置は、自由降下進水時に想定される没水状態における荷重に耐え、水の侵入を防ぐ設計としなければならない。</u></p> <p><u>-4. 3.17 に規定する空気自給式救命艇について、開口及びその閉鎖装置は、3.17 に規定される気圧を維持できる設計としなければならない。</u></p> <p><u>-5. 3.18 に規定する耐火救命艇について、開口及びその閉鎖装置は、3.18.1 に規定される状況において、救命艇の人員を保護する能力を損なわない設計としなければならない。</u></p>		<p>決議 MSC.535(107) Paragraph 4.6.7.2</p> <p>決議 MSC.535(107) Paragraph 4.6.7.3</p> <p>決議 MSC.535(107) Paragraph 4.6.7.4</p> <p>決議 MSC.535(107) Paragraph 4.6.7.5</p>
この改正は附則 A による		

「全閉囲型救命艇の換気要件」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(外国籍船舶用)</p> <p>船用材料・機器等の承認及び認定要領</p> <p>附属書 2.1 救命艇の型式承認のためのプロトタイプ試験及び製造承認試験の手順</p> <p>1章 救命艇の型式承認のためのプロトタイプ試験の手順</p> <p>1.2 強度及び性能試験</p> <p>1.2.9 救命艇の運転試験 [6.10]</p> <p>-1. 機関の運転及び燃料消費量の試験 [6.10.1] 救命艇には艀装品及び救命艇が承認を受ける定員数の重量と等しいおもりを搭載する。機関を始動し、十分動作することを示すために少なくとも4時間救命艇を航行させる。救命艇を6ノット以上の速度且つ動力駆動の換気装置が搭載されている場合は装置を起動した状態で、燃料消費を確認するのに十分な時間航行させ、燃料タンクが要求される容量であることを確認する。救命艇の最大曳航力を決定すること。この数値により、救命艇が2ノットで曳航できる、最大の人員及び艀装品を積載した救命いかだの大きさを決定すること。他の艇を曳航するための付属品は、固定物に、曳航索によって確実に止められなければならない。機関は全速前進で、少なくとも2分間運転し、曳航力を測定及び記録すること。曳航用付属品及び支持構造物に損傷があってはならない。救命艇</p>	<p>(外国籍船舶用)</p> <p>船用材料・機器等の承認及び認定要領</p> <p>附属書 2.1 救命艇の型式承認のためのプロトタイプ試験及び製造承認試験の手順</p> <p>1章 救命艇の型式承認のためのプロトタイプ試験の手順</p> <p>1.2 強度及び性能試験</p> <p>1.2.9 救命艇の運転試験 [6.10]</p> <p>-1. 機関の運転及び燃料消費量の試験 [6.10.1] 救命艇には艀装品及び救命艇が承認を受ける定員数の重量と等しいおもりを搭載する。機関を始動し、十分動作することを示すために少なくとも4時間救命艇を航行させる。救命艇を6ノット以上の速度で燃料消費を確認するのに十分な時間航行させ、燃料タンクが要求される容量であることを確認する。救命艇の最大曳航力を決定すること。この数値により、救命艇が2ノットで曳航できる、最大の人員及び艀装品を積載した救命いかだの大きさを決定すること。他の艇を曳航するための付属品は、固定物に、曳航索によって確実に止められなければならない。機関は全速前進で、少なくとも2分間運転し、曳航力を測定及び記録すること。曳航用付属品及び支持構造物に損傷があってはならない。救命艇の最大曳航力は、型式承認証書に明記すること。</p>	<p>決議 MSC.544(107) ANNEX Paragraph 4</p>

「全閉囲型救命艇の換気要件」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>の最大曳航力は、型式承認証書に明記すること。 (-2.及び3.は省略)</p> <p>1.2.13 全閉囲型救命艇の追加試験 [6.14]</p> <p>-1. 自己復原試験 救命艇の長さ方向軸の周りにどのような横傾斜の角度にも回転させ、次にその状態を開放することのできる適切な装置を設ける。閉囲状態にある救命艇の横傾斜を増大して180°まで回転させ、そして解放する。解放後、救命艇は乗艇者の援助なしに、常に成立状態に復原するものとする。<u>いかなる状況で動力式又は自然式いずれの換気装置を使用しても、救命艇の自己復原性を損なってはならない。これらの試験は次の(1)及び(2)に示す荷重状態で実施する。</u> (1)及び(2)は省略 (-2.及び3.は省略)</p> <p>-4. 換気性能試験 <u>LSA コード 4.6.6.1 で要求される換気量は救命艇を停泊状態で計測する。試験は、試験を行うために必要な人員のみが搭乗した状態で行わなければならない。すべての入り口及びハッチを閉鎖しなければならない。換気口は開けた状態にしなければならない。計測された換気量は、当該救命艇に収容することができる総定員数一人当たり 5 m³/h 以上でなければならない。</u></p>	<p>(-2.及び3.は省略)</p> <p>1.2.13 全閉囲型救命艇の追加試験 [6.14]</p> <p>-1. 自己復原試験 救命艇の長さ方向軸の周りにどのような横傾斜の角度にも回転させ、次にその状態を開放することのできる適切な装置を設ける。閉囲状態にある救命艇の横傾斜を増大して180°まで回転させ、そして解放する。解放後、救命艇は乗艇者の援助なしに、常に成立状態に復原するものとする。これらの試験は次の(1)及び(2)に示す荷重状態で実施する。 (1)及び(2)は省略 (-2.及び3.は省略)</p> <p>-4. (新規)</p>	<p>決議 MSC.544(107) ANNEX Paragraph 5</p> <p>決議 MSC.544(107) ANNEX Paragraph 6</p>
この改正は附則 A による		

「全閉囲型救命艇の換気要件」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(外国籍船舶用)</p> <p>附属書 2.2 救助艇の型式承認のためのプロトタイプ試験及び製造承認試験の手順</p> <p>1章 救助艇の型式承認のためのプロトタイプ試験の手順</p> <p>1.2 強度及び性能試験</p> <p>1.2.4 固型高速救助艇 [7.4] (-1.から-10.は省略)</p> <p>-11. 復原性試験 自動復原試験は、附属書 2.1「救命艇の型式承認及び生産試験のための試作試験の手順」の1.2.13「全閉囲型救命艇の追加試験」に従って実施する。自動復原性を有しない救命艇の場合、エンジンをニュートラルで運転し、艇が反転したときに自動停止するか、操舵手の非常停止スイッチにより停止し、救助艇が復原した後、容易に再始動し 30 分間運転できなければならない。エンジンを内蔵した救命艇の場合、エンジン及び燃料を搭載しない試験は行わない。1.2.13-1(1)、1.2.13-3(1)から(3)及び1.2.13-4は適用しない。1.2.13-2については、操舵手の非常停止スイッチを装備した船舶は、反転したときに自動的に停止するようになっているものとみなす。 (-12.から-15.は省略)</p>	<p>(外国籍船舶用)</p> <p>附属書 2.2 救助艇の型式承認のためのプロトタイプ試験及び製造承認試験の手順</p> <p>1章 救助艇の型式承認のためのプロトタイプ試験の手順</p> <p>1.2 強度及び性能試験</p> <p>1.2.4 固型高速救助艇 [7.4] (-1.から-10.は省略)</p> <p>-11. 復原性試験 自動復原試験は、附属書 2.1「救命艇の型式承認及び生産試験のための試作試験の手順」の1.2.13「全閉囲型救命艇の追加試験」に従って実施する。自動復原性を有しない救命艇の場合、エンジンをニュートラルで運転し、艇が反転したときに自動停止するか、操舵手の非常停止スイッチにより停止し、救助艇が復原した後、容易に再始動し 30 分間運転できなければならない。エンジンを内蔵した救命艇の場合、エンジン及び燃料を搭載しない試験は行わない。1.2.13-1(1)及び1.2.13-3(1)から(3)は適用しない。1.2.13-2については、操舵手の非常停止スイッチを装備した船舶は、反転したときに自動的に停止するようになっているものとみなす。 (-12.から-15.は省略)</p>	<p>決議 MSC.544(107) ANNEX Paragraph 7.4</p>

「全閉囲型救命艇の換気要件」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>1.2.5 膨張式高速救助艇 [7.5] (-1.から-6.は省略) -7. 復原性試験 復原性試験は<u>附属書 2.1「救命艇の型式承認及び生産試験のための試作試験の手順」の 1.2.13「全閉囲型救命艇の追加試験」(1.2.13-4 は除く。)</u>に従って実施する。 (-8.から-20.は省略)</p> <p>1.2.6 固型/膨張式高速救助艇 [7.6] (-1.から-14.は省略) -15. 復原性試験 復原性試験は<u>附属書 2.1「救命艇の型式承認及び生産試験のための試作試験の手順」の 1.2.13「全閉囲型救命艇の追加試験」(1.2.13-4 は除く。)</u>に従って実施する。 (-16.から-20.は省略)</p>	<p>1.2.5 膨張式高速救助艇 [7.5] (-1.から-6.は省略) -7. 復原性試験 復原性試験は <u>1.2.4-11</u> による。 (-8.から-20.は省略)</p> <p>1.2.6 固型/膨張式高速救助艇 [7.6] (-1.から-14.は省略) -15. 復原性試験 復原性試験は <u>1.2.4-11</u> による。 (-16.から-20.は省略)</p>	<p>決議 MSC.544(107) ANNEX Paragraph 7.5</p> <p>決議 MSC.544(107) ANNEX Paragraph 7.6</p>
この改正は附則 B による		

「全閉囲型救命艇の換気要件」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(日本籍船舶用)</p> <p style="text-align: center;">安全設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2 編 検査</p> <p style="text-align: center;">1 章 通則</p> <p>1.4 安全設備の保守点検</p> <p>1.4.1 一般 (-1.は省略)</p> <p>-2. 規則2編1.4.1-4.にいう「本会が適当と認める方法」とは、国際航海に従事する総トン数500トン以上の船舶にあっては、IMO決議MSC.402(96) (その後の改正を含む) に従った方法をいう。この規定の適用上、救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置の保守、詳細点検、作動試験、開放及び修理を第三者が行う場合には、当該第三者は、1.4.2-3.(1)に規定するものとする。ただし、1.4.2-3.(1)に規定するものの利用が困難な場合にあつては、事業所承認規則に基づき本会が承認した事業所、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所として差し支えない。</p>	<p>(日本籍船舶用)</p> <p style="text-align: center;">安全設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2 編 検査</p> <p style="text-align: center;">1 章 通則</p> <p>1.4 安全設備の保守点検</p> <p>1.4.1 一般 (-1.は省略)</p> <p>-2. 規則2編1.4.1-4.にいう「本会が適当と認める方法」とは、国際航海に従事する総トン数500トン以上の船舶にあっては、IMO決議MSC.402(96)に従った方法をいう。この規定の適用上、救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置の保守、詳細点検、作動試験、開放及び修理を第三者が行う場合には、当該第三者は、1.4.2-3.(1)に規定するものとする。ただし、1.4.2-3.(1)に規定するものの利用が困難な場合にあつては、事業所承認規則に基づき本会が承認した事業所、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所として差し支えない。</p>	<p>決議MSC.559(108)への対応</p>
この改正は附則Cによる		

「全閉囲型救命艇の換気要件」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">附 則 A</p> <p>1. この改正は、2026年1月1日から施行する。</p> <p>2. 次のいずれかに該当する船舶以外に搭載される全閉囲型救命艇にあつては、この改正による規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(1) 2029年1月1日以降に建造契約が行われる船舶</p> <p>(2) 建造契約が存在しない場合には、2029年1月1日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶</p> <p>(3) 前(1)及び(2)に掲げる船舶以外の船舶であつて、契約上2029年1月1日以降に設備の引渡しが行われる船舶</p> <p>(4) 前(1)及び(2)に掲げる船舶以外の船舶であつて、契約上の設備の引渡日が存在しない場合には、実際の設備の引渡しが2029年1月1日以降に行われる船舶</p>		<p>安全設備規則3編3章</p> <p>船用材料・機器等の承認及び認定要領附属書2.1</p>
<p style="text-align: center;">附 則 B</p> <p>1. この改正は、2029年1月1日以降船舶に搭載される救命設備に適用する。</p>		<p>船用材料・機器等の承認及び認定要領 附属書2.2</p>
<p style="text-align: center;">附 則 C</p> <p>1. この改正は、2026年1月1日から施行する。</p>		<p>安全設備規則検査要領 2編1章</p>